

## 市町村等意見聴取の結果について

第3期宮崎県国民健康保険運営方針の策定にあたり、国民健康保険法第82条の2の規定により市町村等の意見を聴取した結果は、下表のとおりです。

	市町村等名	御意見
1	延岡市	<p>保険税の算定方式の統一については、被保険者の負担に直接影響するため、県においては市町村との十分な意見調整に努めていただくよう要望します。 特に、次の2点について要望します。 （19ページの下から2行目） 「県内全ての市町村において3方式とすることを目指し、」という部分を「県内全ての市町村における3方式化については慎重に検討することとし、」とした方がよいと考える。 （21ページの6行目以降） 郡部のほうから段階的に保険税水準を統一していった方がよいと考える。</p>
2	西都市	令和6年4月からの国民健康保険事業の運営において、本運営方針を踏まえた事業の実施に努めます。
3	三股町	特に意見はありません。 令和6年4月からの国民健康保険事業の運営に当たり、本運営方針を踏まえた事業の実施に努めます。
4	新富町	県におかれましては、イニシアティブを取って、スピード感のある事業の広域化の推進に努めていただくよう要望します。
5	川南町	令和6年4月からの国民健康保険事業の運営に当たり、本運営方針を踏まえた事業の実施に努めます。 県においては、保険事業広域化の推進に向けての課題解決に対する支援、意見調整を要望します。
6	門川町	令和6年4月からの国民健康保険事業の運営に当たり、本運営方針を踏まえた事業の実施に努めます。
7	椎葉村	令和6年4月からの国民健康保険事業の運営に当たり、本運営方針を踏まえた事業の実施に努めます。



241-1429  
令和5年10月4日

各 市 町 村 長 殿  
宮崎県国民健康保険団体連合会理事長 殿

宮崎県福祉保健部長  
(公印省略)

### 第3期宮崎県国民健康保険運営方針（案）について（意見聴取）

日頃より、国民健康保険事業の円滑な実施に御尽力いただき厚く感謝申し上げます。

さて、県では、国民健康保険法第82条の2の規定により定めた「宮崎県国民健康保険運営方針」（以下「運営方針」という。）を見直し、第3期運営方針の策定作業を進めております。

これまでに、各市町村等への文書による意見照会を実施するとともに、市町村国保連携会議や宮崎県国民健康保険運営協議会において御意見をいただき、8月にはパブリック・コメントを実施したところです。

このたび、いただいた御意見等を参考に検討を重ね、第3期運営方針（案）を別添のとおり作成いたしました。

つきましては、本案に対する意見について、下記により御回答をお願いいたします。

#### 記

- 1 意見の提出方法  
別添の回答例を参考に、下記担当宛に送付してください。
- 2 提出期限  
令和5年10月18日（水）
- 3 今後のスケジュール（予定）  
11月 宮崎県国民健康保険運営協議会  
12月 第3期運営方針の決定（答申）、公表

（文書取扱 国民健康保険課）

（問合せ先）運営担当 磯村

TEL 0985-44-2608（直通）

E-mail kokuho@pref.miyazaki.lg.jp